

横浜市開発事業の調整等に関する条例による開発事業区域の定義の解釈基準：

「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」 第2編 第1章 総則

**【条例】**

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。

(1) (略)

(2) 開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 開発行為（法第29条第1項第1号及び第4号から第11号までに規定する開発行為、市街化調整区域における開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為並びにオに規定する開発行為を除く。）

イ 大規模な共同住宅の建築（当該建築の用に供する目的で開発行為が行われたもの及び住戸の数が増加しない増築を除く。）

ウ 市街化調整区域における建築物の建築で、その敷地の面積が3,000平方メートル以上のもの（当該建築の用に供する目的で開発行為が行われたものを除く。）

エ 宅地造成工事規制区域における宅地造成（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う宅地造成及び宅地造成に係る宅地の面積が500平方メートル未満の宅地造成を除く。）

オ 斜面地開発行為（横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第4号）第2条第2項第2号に規定する斜面地開発行為をいう。以下同じ。）

カ 開発行為（開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることを要するものに限る。）

(3) (略)

(4) 開発事業区域 開発行為にあつては開発区域、建築にあつては建築物の敷地、宅地造成にあつては宅地造成に係る宅地の区域をいう。

(5) ～(9) (略)

**【規則】** (略)

**【解説】** (略)

**【開発事業区域の定義の解釈基準】**

(開発事業区域)

- 1 条例第2条第2号ア、オ又はカに掲げる開発事業において、条例第2条第4号に規定する開発事業区域とは、法第4条第13項に規定する開発区域をいう。
- 2 条例第2条第2号ア又はオに掲げる開発事業については当該開発事業に関する工事に係る法第36

条第3項の規定による公告があった後、同号カに掲げる開発事業については当該開発事業に関する工事に係る建築基準法施行規則第10条第1項の規定による公告があった後から条例第24条第4項各号のいずれかに該当するまでの期間（以下「完了公告後等の条例の遵守期間」という。）に、条例第20条第2項の規定による変更の同意の申請を行った場合においても、前項の規定を適用する。

- 3 完了公告後等の条例の遵守期間の開発事業区域内の土地については、開発事業区域に含むことができない。